

計画策定の進め方

1. 緑の基本計画とは

(1) 緑の基本計画とは

「緑の基本計画」とは、都市緑地法第4条に基づき、市町村がその区域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する取組を総合的かつ計画的に実施するために定めるものであり、その目標と実現のための施策等を内容とする緑とオープンスペースの総合的な計画です。

(2) 緑の基本計画における計画事項

都市緑地法第4条第2項において、緑の基本計画に定めるものとされている事項は以下のように記載されています。

- 緑地の保全及び緑化の目標
- 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項
- 地方公共団体の設置に係る都市公園の整備及び管理の方針その他緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項
- 特別緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項で次に掲げるもの
 - ・ 緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項
 - ・ 土地の買入れ及び買入れた土地の管理に関する事項
 - ・ 管理協定に基づく緑地の管理に関する事項
 - ・ 市民緑地契約に基づく緑地管理にその他特別緑地保全地区内の緑地の保全に関し必要な事項
- 生産緑地地区内の緑地の保全に関する事項
- 緑地保全地域、特別緑地保全地区及び生産緑地地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区並びに当該地区における緑地の保全に関する事項
- 緑化地域における緑化の推進に関する事項
- 緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項

(3) 対象とする緑

緑の基本計画において、「緑」は、樹林地や街路樹、農地、草花、芝生、水面など全ての緑を対象とします。したがって、公園や道路など、公共施設における緑のほか、民有地の庭や花壇等の緑も含んでいます。



図 対象とする緑の範囲

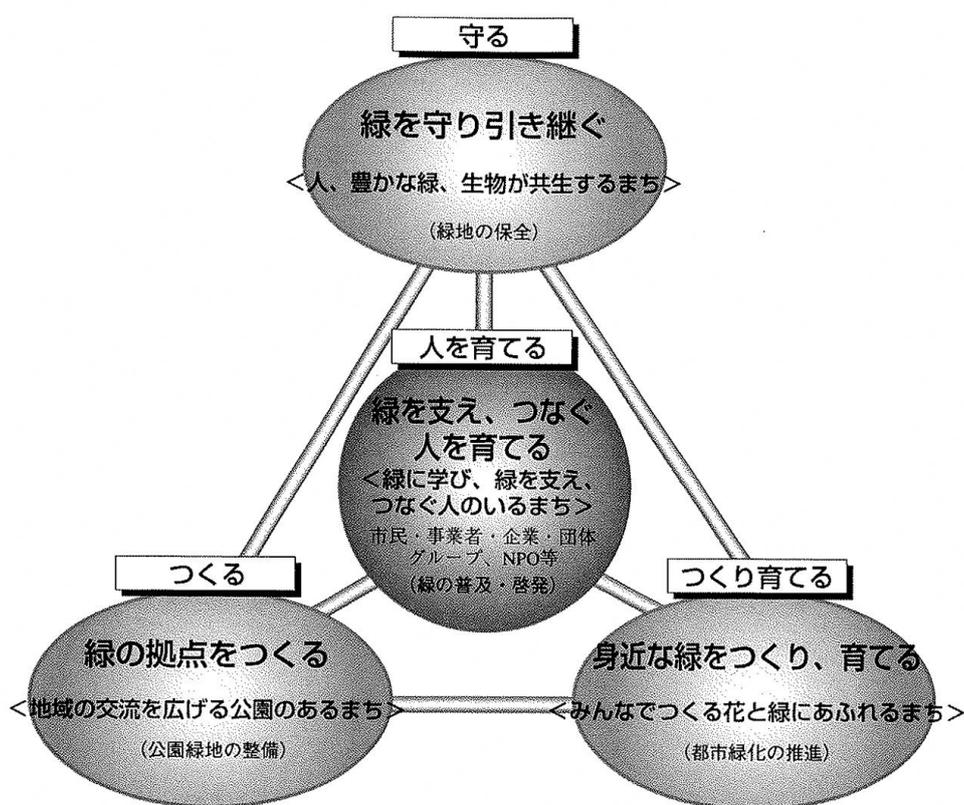
出典：第2次宇都宮市緑の基本計画

2. これまでの宇都宮市の緑の基本計画

(1) 宇都宮市緑の基本計画 [平成 12 (2000) 年策定]

平成 12 (2000) 年に「宇都宮市緑の基本計画」を策定しました。

計画では、都市化の進展の中で、宅地開発等により豊かな緑が損なわれる恐れがでてきていることを背景として、「緑地の保全」、「公園緑地の整備」、「都市緑化」、「緑の普及・啓発」を進め、人と緑が調和するまちを実現するため、「人とみどりのハーモニー うつのみや」を基本理念に掲げ、2011 年までの 11 年間の取組を進めました。



出典：第 1 次宇都宮市緑の基本計画

(2) 第2次宇都宮市緑の基本計画 [平成23(2011)年策定]

平成23(2011)年に「第2次宇都宮市緑の基本計画」を策定しました。

計画では、将来の都市の姿である「ネットワーク型コンパクトシティ」の理念を踏まえ、緑の適切な保全や都市機能・軸との調和、都市アメニティの向上が求められていることを背景とし、緑の多様な機能のさらなる発揮を目指すものとなりました。

緑を守り、つくっていくことを通して低炭素都市づくりや生物多様性の保全、都市防災、景観形成など今日的な課題の解決につなげていくことを掲げ、「人とみどりのハーモニー うつのみや」の基本理念を継承しつつ、第1次計画の4つの視点に「緑のネットワーク形成」の視点を加えた5つの施策の柱から施策を展開し、2022年までの11年間の取組を進めてきました。



出典：第2次宇都宮市緑の基本計画

3. (仮称) 第3次宇都宮市緑の基本計画の基本事項

(1) 計画改定の目的

第2次計画策定から11年が経過し、緑を取り巻く状況は大きく変化しています。本市の緑の現状、現行計画の成果、宇都宮市が目指すまちづくり、緑を取り巻く環境変化などを受けて、新しい時代の宇都宮市の緑の取り組みの基本的な方向を明らかにする「(仮称) 第3次宇都宮市緑の基本計画」を策定します。

(2) 計画期間

本計画の計画期間は令和5(2023)年から令和14(2032)年の10年間と定め、目標年次を令和14(2032)年とします。

(3) 計画対象範囲

本計画の計画対象範囲を宇都宮市全域とします。

(4) 計画の位置づけ

本計画は、宇都宮市総合計画(※改定作業中)に基づき、快適な住環境と自然豊かな都市環境の創出を図るための個別計画に位置付けています。

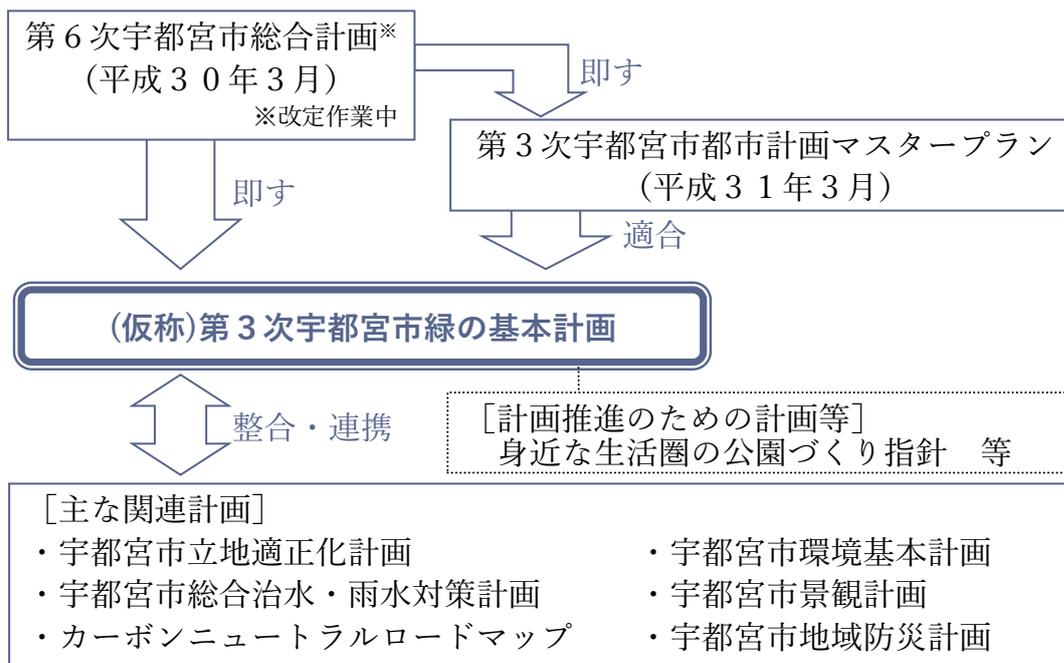
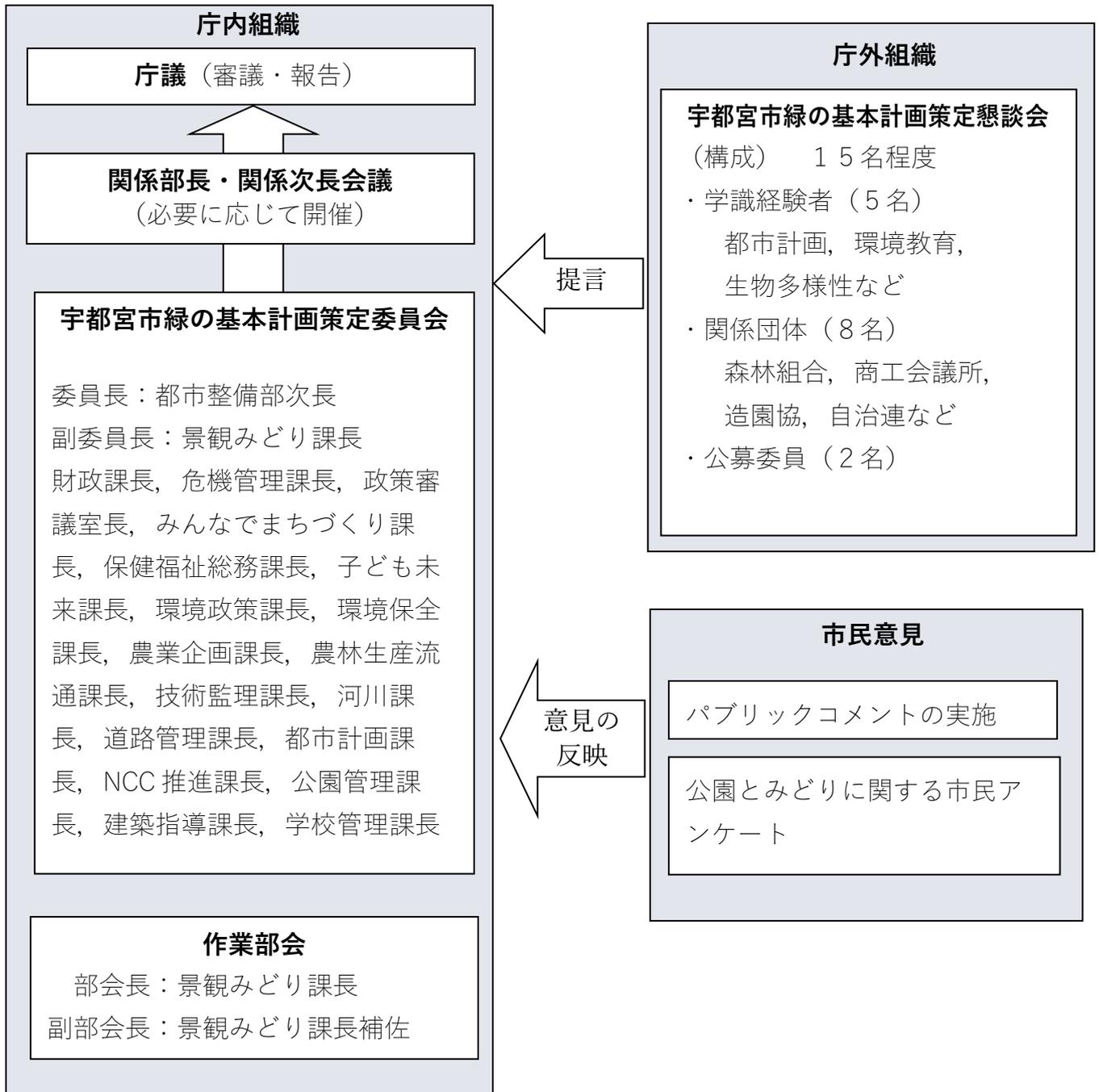


図 計画の位置付け

4. 計画策定の流れ

(1) 計画策定体制



(2) 懇談会のスケジュール (予定)

